

平成 2 6 年 藤枝市議会 9 月定例会

健康福祉委員会委員長報告書

(議案審査)

平成 2 6 年 1 0 月 3 日

[本 会 議]

健康福祉委員会に付託されました、議案 6 件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に御報告いたします。

最初に、第 69 号議案「平成 26 年度藤枝市一般会計補正 予算（第 3 号）」のうち、本委員会に分割付託されました費目について、申し上げます。

初めに、3 款 1 項の費目の内、社会福祉費返還金などの国庫及び県費返還金について、「返還がこの時期になった理由について伺う。」という質疑があり、

これに対して「5 月末の前年度会計の出納閉鎖後に実績報告を行うため、国、県からの確定通知はそれ以降になり、例年この時期の補正となる。」という答弁がありました。

次に、3 款 1 項の費目の内、番号法対応事業費について、「番号法の施行によるシステムの導入について、具体的にどのようなメリットがあるのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「各種社会保障制度に関する事務の効率が上がることで、申請から決定までの時間の短縮が図れる。つまり、年金や手当、保険など、支給要件等の把握がスムーズにできることで、従来より申請手続きが楽になり、申請者本人のメリットにつながるものである。

さらに、生活保護事務において悪質な重複受給などの事件が起こっているが、全国レベルでのシステムの構築により、悪意ある申請による不正受給も、申請の段階で防ぐことができる。」という答弁がありました。

次に、「補正予算書に計上の、金額の根拠について伺う。」という質疑があり、

これに対して「人口規模や、システムの種別などによって、厚生労働省のガイドラインで 3 年間の補助の上限額が定められており、今補正では、その 1 年目の分を満額計上した。」という答弁がありました。

続いて、討論に入り、初めに、「番号法は、社会保障給付の抑制につながるものと考えられ、また、システムの導入は、先行実施した各国で問題となっている「なりすまし被害」等の危険性もはらんでいる。市民のプライバシーに係る個人情報についても、否応なく他機関に提供されることにもなる。導入メリットも明確にされておらず、本補正予算は、賛成できない。」という討論がありました。

次に、「今回の補正は、前年実績に基づく福祉・介護の国庫等への精算及び、平成 28 年 1 月から個人番号の利用開始などが予定されている番号法制度に向けた準備のための補正であり、当初からスムーズな運用をはかるためのシステム改修が求められるもので、国庫補助等を原資とした予算である。システム導入により、市行政サービスの受給手続きの簡素化、迅速化も図れる。またセキュリティに関しても、政府が示している対策をふまえ、職員の守秘義務の徹底など、細心の注意を払うことを強く求め、賛成する。」という討論がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第70号議案「平成26年度藤枝市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第71号議案「平成26年度藤枝市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、申し上げます。

特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第73号議案「藤枝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」について、申し上げます。

初めに、「制服を作るとか、ダンス教室を行うとか、園によって保育料金の新たな上乘せが行えるようになるが、それによって園によって格差が生じることにならないか、伺う。」という質疑があり、

これに対して、「上乘せには、保護者の同意が必要で、また、保護者が同意するためには、その必要性も当然問われる。市への事前協議も必要であり、過度な上乘せが明らかであれば、指導することになる。上乘せの額が本当に必要だったのかを含めて、監査を行い、事後のチェックも行っていく。」という答弁がありました。

次に、「新制度の実施に伴う市の事業計画の中で、保育所の定員拡大をどう進めていくのか、伺う。」という質疑があり、

これに対して、「昨年、市民の保育ニーズに関する調査を実施しており、ニーズに見合うだけの施設整備を来年から5か年かけて整備していく計画である。具体的には、幼稚園の認定こども園化、認可保育園の開設、小規模保育所の開設等により、保育定員の確保に努めていく予定である。」という答弁がありました。

続いて、討論に入り、初めに、

「本条例は、公的保育を保護者個人への給付と保護者と事業者との直接契約に切り替える目的の条例である。営利を目的としないこれまでの保育のあり方から、事業者が自由に運営できる仕組みにより、もうけの対象に切り替えていくことになる。

来年4月から実施の、国の「子ども・子育て支援新制度」自体が、子どもの立場にたったものでない、という本質的な部分で、それに伴う条例の制定には賛成できない。」という討論がありました。

次に、「この条例の制定により、幼稚園や保育園などの施設の役割が明確になるとともに、市が市内全ての幼児教育・保育施設を一元的に管理することになり、市民にとっては安心感の向上につながるものと期待される。本条例の制定が、保育制度を後退させるもの

ではないことは、疑いの余地はなく、市が新制度の実施主体としての役割を果たすために必要かつ重要な条例であることから賛成する。」という討論がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第74号議案「藤枝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」、について申し上げます。

初めに、「今現在、市内の家庭的保育者として保育をしている方と、利用している子どもの数について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「家庭的保育者については、現在22名であり、52名の子どもを預かっている。」という答弁がありました。

次に、

「今回の新制度への移行について、現在の家庭的保育者はどのような意向を持っているか、伺う。」という質疑があり、

これに対して、「家庭的保育者22名全員に対するヒアリングを行った結果、全ての方から、新制度に移行したい、という返事をいただいている。」という答弁がありました。

次に、「子ども一人当たりの面積について、一般保育所の基準より、家庭的保育事業の方が広いという認識でよいか、伺う。」という質疑があり、

これに対して、「現行が、2歳児の一人当たりの面積が、3.3平方メートル以上を基準としており、一般保育所より広がっている。」という答弁がありました。

次に、「新条例における、家庭的保育者の定義について伺う。」という質疑があり、

これに対して「条例第24条2項で、『市長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者』と規定している。

現状では、家庭的保育者養成研修は、保育士資格を有する者を対象に行っている。結果的に家庭的保育者いわゆる保育ママは、保育士資格を有している者となる。この基準は引き続き遵守していく予定である。」という答弁がありました。

続いて、討論に入り、

初めに、「この条例は、園での不慮な事故が起きる可能性が高い3歳未満児童を新たに受け入れる施設として位置づけられていながら、従来の認可基準を、保育士の配置基準の引き下げなどにより、保育の質を引き下げるものである。子どもの安全を全く無視したものであり、本条例の制定に反対である。」

という討論がありました。

次に、「この条例は、家庭的保育事業や、子ども・子育て支援新制度で制度化された小規模保育事業を認可するための条例であり、保育士の配置基準や園児一人あたりの面積基準等を定めるものである。また食事の提供を義務付けるなど、子どもの健康管理や災害時の

対応とともに、災害に備えての訓練等の実施など、事業者の責務を明確にしている。今回の条例の制定が、より良質な保育環境の整備につながることを期待し、賛成する。」という答弁がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第75号議案 「藤枝市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」、について申し上げます。

初めに、「条例に、利用児童の数はおおむね1単位40人以下とする、という部分があるが、大規模のクラブについては、指導員の配置等、どう単位分けをするのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「たとえば、70人の定員で運営しているクラブは、35人、35人という支援の単位にし、それぞれに支援員を配置する、ということになる。

しかしスペースの問題もあるので、70人定員のところは、真ん中で区切って、支援をするときは35人ずつ、一緒に交流するときは全体で、という運営方法となる予定だ。」という答弁がありました。

次に、「条例第12条に、放課後児童支援員の資格基準についてあるが、現在、要綱や要領等で定めている基準が、条例によって後退することがないか、伺う。」という質疑があり、これに対して、「今現状で行っている内容や基準について、運営委託先の社会福祉協議会とも協議し、現状を後退させないように指導していく。」という答弁がありました。

このほか特にご報告する質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。